



行田市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に規定する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月23日

行田市監査委員 木村 忠之

行田市監査委員 香川 宏行

令和7年度工事技術調査報告書

工事名：余発指) 県費単独土地改良事業 用水路改修工事
(荒木地区)

技術調査実施日：令和8年1月20日(火)

特定非営利活動法人 建設技術監査センター

目 次

I	工事技術調査業務の概要	・・・	1
II	工事技術調査業務の実施要領	・・・	1
III	工事技術調査業務の実施結果		
	1 計画	・・・	3
	2 設計	・・・	4
	3 積算	・・・	4
	4 入札契約	・・・	5
	5 工事監理	・・・	6
	6 施工	・・・	6
	7 環境管理	・・・	8
	8 維持管理	・・・	8
IV	総合評価	・・・	8
V	参考	・・・	9

I 工事技術調査業務の概要

- 1 対象工事 余発指) 県費単独土地改良事業 用水路改修工事(荒木地区)
- 2 工事場所 行田市大字荒木字柳町地内
- 3 工事内容
工事延長 L=186.4m
[水路工]U型水路工(H800×B800)168.4m、横断暗渠工(H800×B800)6.0m、敷調整工0.9m³、取付工(1号~8号)8基、コンクリート叩き 1箇所、管取付工(φ50~φ200)13箇所
[舗装工]下層路盤工6.6m²、上層路盤工6.6m²、不陸整正工22.6m²、表層工31.2m²
[土工]、[取壊工]、[復旧工]、[仮設工] 一式
- 4 発注方式 一般競争入札
- 5 工事請負者 永光建設株式会社
- 6 事業期間 令和7年10月1日から令和8年2月27日まで

II 工事技術調査業務の実施要領

1 調査基本方針

工事関係者との面談や工事関係書類及び工事施工状況を確認し、工事における計画、設計、積算、契約、工事監理、施工等が適正か否かについて調査する。また、建設環境、周辺住民の安全・環境保全についても調査する。

提示された調査書類に対して調査員が質問書を作成し、工事関係者からの回答を確認しながら工事技術調査を進める。

2 調査項目

- ① 計画 総合計画等との整合、施設の目的、施設の維持管理計画、管理手法等
- ② 設計 適用する設計基準、特記仕様書及び設計図書、建築関係法令の手続状況、維持管理等
- ③ 積算 適用積算基準、工事の積算・見積、VE提案等
- ④ 入札契約 入札及び工事請負契約、関連規定、落札率等
- ⑤ 工事監理 工事監理方針書、諸官庁への届出
- ⑥ 施工 施工計画、作業手順、施工体制台帳、施工図、安全衛生管理体制書類、関連工事との連絡調整、工程管理、施工時の安全等
- ⑦ 環境管理 環境保全対策等
- ⑧ 維持管理 本施設の維持管理計画等

3 主な調査資料

- ① 上位計画書類
- ② 工事概要書
- ③ 設計図書一式（設計図、特記仕様書）
- ④ 契約関係書類
- ⑤ 積算関係書類
- ⑥ 工事工程表
- ⑦ 施工計画書（総合施工、仮設、工種別）
- ⑧ 施工体制台帳
- ⑨ 安全管理書類
- ⑩ 品質管理簿

4 調査員

特定非営利活動法人建設技術監査センター

主調査員：大柳 規幸（総括及び建築担当）

技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）

一級建築士、構造一級建築士

5 調査スケジュール

令和8年1月20日（火）

- 9：00～11：00 書類調査
- 11：20～12：00 現場調査
- 13：30～14：00 講 評

6 出席者

工事担当者

所 属 名	職 名	氏 名
環境経済部	部 長	江森 裕一
環境経済部農政課	課 長	萩原 弘一
環境経済部農政課	主 幹	森川 徹
環境経済部農政課	主 任	北原 公介
総務部契約検査課	課 長	大木 宏之
総務部（工事検査担当）	副参事	渡辺 正道
総務部契約検査課	主 任	白濱 健司

工事請負者

業 者 名	氏 名	保有資格
永光建設株式会社	河合 和浩	
永光建設株式会社	芹澤 敦之	2級土木施工管理技士

監査委員及び監査委員事務局

役 職 名	職 名	氏 名
監査委員	代 表	木村 忠之
監査委員		香川 宏行
監査委員事務局	事務局長	石川 学
監査委員事務局	主 幹	金古 国明
監査委員事務局	主 任	杉山 佳子

Ⅲ 工事技術調査業務の実施結果

1 計画

① 事業目的、背景

本事業区間は、幹線水路から小用水路の中間に当たる支線用水路であるが、水路の老朽化によるブロック積の破損個所からの漏水が著しく、小用水路への水量の低下等が営農に支障を来しており、改善を求める要望があったことから、平板ブロック積水路部をU型水路工（H800×B800）168.4m、道路横断部を横断暗渠工（H800×B800）6.0m改修するものである。

② 上位計画における当該施設の位置付け

市には毎年、道路や水路、側溝等の整備、修繕等に関する要望が数多く寄せられるが、全ての要望を事業化することは困難であるため、市では、要望箇所ごとに公益性や投資効果など客観的指標を用いた「事業評価」を行い、地域間のバランスにも配慮しながら、年度ごとに整備実施箇所を選定している。

③ 当該事業の計画決定に至る経過と決裁手続

本事業は、平成27年6月に要望書が提出され、事業評価を行ったところ、生活又は営農環境に支障があると認められ、かつ、整備実施による効果を特に期待でき、早期に整備する必要がある（おおむね10年以内の着手を目指すもの）と認められるAランクと評価された。その後、年度ごとに整備実施箇所を選定する事業評価委員会において令和5年度に事業採択され、令和6年度の調査測量設計業務委託を経て、令和7年度事業実施に至る。

また、本工事は埼玉県の補助事業である「県費単独土地改良事業」の採択要件を満たしていることから、令和6年度に希望地区として申請し、令和7年4月に事業採択されている。

④ 事業計画・予算と発注金額の整合性

事業予算26,845,000円に対し、発注金額は21,276,200円であるが、詳細設計による断面構造の検討で予算要求時の仕様から変更等が生じたため、上記差額が発生している。

⑤ 発注時期及び工期設定の妥当性

発注時期については、対象構造物が農業用水路のため、耕作時期を避けた稲刈り後のおおむね10月の着手を見据え発注した。工期設定については、「土地改良工事積算基準令和7年度(農林水産省)」及び「土木工事標準積算基準書令和6年10月(埼玉県)」に基づき作業量を算出し、準備期間及び後片付け期間を含めて設定した。

なお、本工事はおおむね4か月を超えない範囲内で余裕期間(※)を設定して発注し、工事の始期若しくは終期を発注者が指定でき、又は受注者が選択できる「行田市余裕期間制度設定試行工事」として発注している。

※ 余裕期間…契約締結から工事の始期までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資機材の準備などを行うことができる期間のこと

2 設計

① 事前調査と調査結果の設計への反映

西側取付工、中間分土工及び東側取付工は、比較的新しく堅固であるため既存のまま使用し、ブロック積の部分为新設三面水路とした。

② 設計に際し適用した法令、設計仕様書及び基準書等

- ・ 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説計画「ほ場整備(水田)」平成25年4月
- ・ 埼玉県道路設計の手引き(道路編)令和2年3月
- ・ 平成26年度ほ場整備事業荒木地区(26荒木設第1号ほ場整備・報告書)

③ コスト削減を考慮した事項

再生材及び他現場の発生土を利用することとしている。また仮設工である敷鉄板については、下流と上流に分けて使いまわして利用することとしている。

④ 省資源、資材のリサイクル、グリーン調達等環境に配慮した事

再生路盤材及び高炉セメントを利用することとしている。

⑤ 改修工法の選定に当たり当該工法を選んだ理由

施工性に優れ経済的であるプレキャストU型フリュームを用いることで現況水路内において施工可能、かつ現況の維持管理レベルで対応可能であることから、当該工法を採用している。

3 積算

① 積算基準、積算資料

「土地改良工事積算基準令和7年度(農林水産省)」、「土木工事標準積算基準書令和6年10月(埼玉県)」、「令和7年度土木工事設計単価表7月1日

(埼玉県)、「建設物価2025年7月号((一財)建設物価調査会)」及び「積算資料2025年7月号((一財)経済調査会)」を使用した。

② 歩掛及び単価設定

積算基準書等から該当する工種の歩掛等を選定し、適用範囲及び条件を確認の上、決定している。

③ 材料単価で基準や物価版にないものを見積徴取

埼玉県の「建設工事に係る見積り取扱い要領」に基づき、3者以上から見積りを徴取し、その平均値を参考に決定している。

④ 発注者として見積費用の妥当性検証方法

チェックシートを用いて設計者及び改算者が確認を行っている。

⑤ 公共工事でのグリーン調達、再生材の利用について配慮した点

積算段階で再生路盤材及び高炉セメントを適用している。

4 入札契約

① 入札の公告等の諸手続

「行田市工事請負業者選考委員会規程」に準拠して適正に手続している。

今回の案件では、土木工事業において一般競争入札を実施している。入札情報を広く公開することで、透明性を確保するとともに、応札機会の公平性を担保している。また、埼玉県電子入札共同システムを用いた電子入札を採用しており、入札の公正性、適正性及び透明性、さらには応札者の利便性の向上を実現している。

② 入札・契約に関する市の基準、マニュアル等

「行田市契約規則」及び「行田市建設工事請負一般競争入札(事後審査型)実施要綱」に準拠している。

③ 電子入札システムの導入状況

入札は全て電子入札システムにより行われており、令和7年度は12月末までに163回の入札を実施している。

④ 入札結果 (税抜き)

工事名	積算金額 (円)	予定価格 (円)	入札方式	参加業者 数(者)	落札金額 (円)	落札率 (%)
土木	●●●●	19,342,000	一般競争入札	3	19,000,000	98.23

不参加者なし

⑤ 低入札に対する対応方針

「行田市低入札価格調査取扱要綱」に準拠している。

調査基準価格を下回る価格で、かつ失格基準価格を上回る価格の入札があ

るとき、契約内容に適した履行がされないおそれがあるか否かについて、工事担当課に調査を依頼し、確認している。

⑥ 工事の前払い・部分払いの実施状況

(実施根拠とその内容)

「行田市建設工事請負契約約款」第32条（検査及び引渡し）、第33条（請負代金の支払）及び第35条（前金払）に準拠している。

工事完成検査合格後、受注者から請負代金の支払の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に支払う規定になっている。

(実施経過)

前払金8,300,000円は令和7年10月22日に支払済。

5 工事監理

① 監理方針

「埼玉県土木工事監督要綱」に準じている。

② 工程管理

現在の進捗率は令和7年12月26日時点で50%である。多少遅れはあるものの、下限管理限界に収まっていることから、工期内の工事完成に問題はなく、大幅な遅延が生じた場合は増員して対処する予定である。

③ 設計変更

現時点ではないが、あった場合は、工事記録を取り交わした上で協議する。

④ 試験、検査、検収及び立会い

施工計画書に記載のある段階確認検査一覧表にて確認している。不合格があった場合は、管理基準を満たすよう是正を指示する。

6 施工

6-1 施工体制全般

① 施工体系図とその掲示状況

施工体制台帳及び施工計画書に添付し、並びに現場に掲示している。

② 施工体制

施工体制台帳、下請通知書、下請契約書等を確認した。

③ 各種法定技術者（監理技術者、主任技術者、作業主任者等）の配置

現場代理人等通知書の資格証の写しを確認した。

④ 火災保険及び建設工事保険の加入状況

加入していることを確認した。

⑤ 建設業退職金共済購入状況報告書及び受払簿

建設業退職金共済制度に加入していることを確認した。

⑥ 工事施工に関する諸官庁等への事務手続

道路横断部の施工については通行止め規制を要するため、道路管理者及び警察との事前協議・承認を経た後、受注者から道路使用許可の手続が行われ、許可を得ている。

⑦ 施工計画書の作成

施工計画書を作成している。主要な記載内容として、工事概要、施工体制、工程計画、使用資機材、施工方法、施工管理計画、安全管理、環境対策等を明らかにしており、設計図書、仕様書、工期等と整合していることを確認している。

⑧ 工事関係者（市、設計者、各工事施工者）間の調整

発注者及び受注者間で適宜、現場又は市役所で対面打合せをしている。

6-2 施工（安全管理）

① 安全関係の申請・届出状況

該当なし。

② 安全管理組織表

施工計画書に記載されている安全管理組織表を確認した。

③ 緊急時の安全管理や連絡体制

施工計画書に記載されている緊急時連絡体制を確認した。

④ 安全衛生に関する関係者協議

月1回安全衛生協議会を開催している。

⑤ 労働災害の発生

現在まで発生していない。

⑥ 工事関係者の安全教育や指導、保有資格の確認

新規入場者教育を実施し、新規入場者アンケート及び入場者教育実施記録に記録している。その一環として保有資格確認等を行っている。

⑦ 工事現場の点検・巡回状況

安全巡視担当者が週1回実施している。

⑧ 設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議

現時点ではないが、工事記録を取り交わした上で協議し、行田市土木工事設計変更ガイドラインに基づき対応することになっている。

6-3 施工（品質管理）

① 品質管理の状況

施工計画書に明記された出来形及び品質管理基準に基づき照合していることになっているが、記録が作成されていない。

② 現場管理書類の整備状況

品質管理書類について、検査結果の記録や工事写真が現時点では整備されていない。

7 環境管理

① 工事中の周辺環境への配慮

苦情の処理、ゴミ・ほこりの処理、排出ガス・騒音・振動対策、不正軽油の使用禁止及びディーゼル規制対策、粉じん対策、火災予防対策を実施するものとしている。

② 建設リサイクル（再生資源利用）に関する取組み

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書に基づき処理している。

③ 廃棄物処理

下記の事項を確認した。

- ・廃棄物処理計画の作成、届出
- ・廃棄物処理の委託契約
- ・産業廃棄物の運搬業者及び処分業者からの報告・記録（マニフェスト）

④ 工事中の騒音、振動などの対策

建設機械は排出ガス・低騒音対策型を使用し、整備不良による騒音・振動が生じないように日々点検・整備を行っている。

⑤ 周辺からの「苦情」や「意見」等とその対応

丁寧に誠意を持って対応することを旨とし、受注者が苦情や意見等を受けた場合は、速やかに監督員に報告するものとしている。

8 維持管理

① 維持管理計画

施設の維持管理計画は策定していないが、用水期前、用水期において点検を実施し、施設の状況を記録することになっている。

② 点検記録の活用

点検記録は、今後の維持管理に活用していく予定である。

IV 総合評価

技術調査結果の評価は、以下のとおりである。

1 計画

当該工事は市民からの道路や水路、側溝等の整備、修繕等に関する要望を基に実施されている。要望箇所ごとに公益性や投資効果など客観的指標を用いた「事業評価」を行い、地域間のバランスにも配慮しながら、年度ごとに整備実施箇所を選定している。事業決定の手續や決裁、関係機関との協議等が実施されている。【推

【奨事項】

適正と認める。

2 設計

適用された設計基準及び設計関連資料等は適正に整備、運用されていた。

適正と認める。

3 積算

各種基準を踏まえるとともに、刊行物の単価及び見積等を適切に使用し、積算を行っている。

適正と認める。

4 入札契約

入札手続方法及び契約に関する必要書類は整備されており、適正なものと評価する。落札率については、高い結果となっているが、複数の応札者がいることから競争性は確保されていると評価する。

適正と認める。

5 工事監理

埼玉県土木工事監督要領に基づき工事監理が行われている。

適正と認める。

6 施工

施工管理関係の図書・提出書類の整備、設計と施工方法の一致、品質管理、各工事の管理者の配置、現場の安全管理及び工程管理等を確認した。品質記録の作成・保管に不備がある。【提言事項】

おおむね適正と認める。

7 環境管理

周辺環境への保全及び建設副産物への対応等を確認した。

適正と認める。

8 維持管理

施設の維持管理計画は策定していないが、用水期前、用水期において点検を実施し記録を作成し、将来の維持管理に活用する予定になっている。

適正と認める。

V 参考

1 推奨事項

- ・ 合理的な事業評価

市は営農環境の向上を目的とした公共工事として、用水路の整備を実施している。多数の要望と限られた財源の中で、整備対象の選定に当たり合理的な事業評価を行っている点は、推奨に値する取組である。市民への説明責任を果

たす上で非常に有効と認められる。

2 提言事項

- ・ 品質管理記録の適正な整備

施工計画書には品質管理に関する基準が明記されているものの、これに対応する品質管理記録が十分に整備されていない状況が確認された。品質確保の観点から、計画書に示された基準に基づく記録の作成・保存を徹底し、管理体制の実効性を高めることを提言する。

以上